

単体ソルベンシー・マージン比率

国内の保険会社は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、単体ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(下表の(B))に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：下表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(下表の(C))であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	12,324	12,597
資本金又は基金等	10,813	11,988
価格変動準備金	27	28
危険準備金	0	0
異常危険準備金	1,133	307
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	349	271
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	5,740	5,742
一般保険リスク(R ₁)	5,233	5,233
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	-	-
予定利率リスク(R ₃)	0	0
資産運用リスク(R ₄)	511	525
経営管理リスク(R ₅)	181	181
巨大灾害リスク(R ₆)	300	300
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B) × 1/2] × 100	429.4%	438.7%

(注) 当第1四半期会計期間(平成25年6月30日)の単体ソルベンシー・マージン比率は、予定利率リスク(R₃)等の算出において、一部に簡便的な方法を用いております。